



佐賀県公報

平成18年
8月4日
(金曜日)
第12788号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

告示

◎水防警報を発する河川及び海岸の指定の一部改正 (五〇四・河川砂防課) 一

公告

○新県立病院好生館基本計画策定業務に係る公募型プロポーザル方式による委託業者選定手続の実施 (医務課) 一

○開発行為に関する工事の完了 (まちづくり推進課) 三

○土地改良区役員の就退任届 (農地整備課) 三

○建築基準法に基づく道路の位置の指定 (建築住宅課) 三

○ " " (" ") 三

○公印の登録抹消 (総務法制課) 四

○公安委員会事項

告示

○大型一種免許技能試験車両、中型一種免許技能試験車両及び中型二種免許技能試験車両(中型バス)の借入れに係る一般競争入札 (公告) 四

○ 告示

◎佐賀県告示第五百四号

水防警報を発する河川及び海岸の指定(平成十七年佐賀県告示第百七十四号)の一部を次のように改正する。
平成十八年八月四日

佐賀県知事 古川 康

一の(一)の表の城原川の項中「神埼郡神埼町大字城原原道佐賀川久保鳥栖線菅生橋」を「神埼市神埼町城原市道県道(三瀬く神埼)く安国寺線白角折橋上流百メートルの地点」に改め、同表の巨勢川の項中「百メートル上流」を「上流

百メートルの地点」に改め、同表の田手川の項中「神埼郡神埼町大字田道ケ里国道三八五号広円橋から千代田町大字詫田国道二六四号城東橋まで」を「神埼市神埼町田道ケ里国道三八五号広円橋から千代田町詫田国道二六四号城東橋まで」に改め、同表の安良川の項中「鳥栖市原古賀町」を「原古賀町」に改める。
一の(三)の表の松浦川の項中「武雄市若木町」を「若木町」に改める。
一の(四)の表の祇園川の項中「小城市小城町松尾県道小城富士線祇園橋から小城市三日月町堀江堀江橋まで」を「小城市小城町岩蔵県道小城富士線祇園川橋から三日月町堀江堀江橋まで」に改める。
二の(五)の表の鹿島川の項中「藤津郡」を「嬉野市」に改める。
二の(六)の表の塩田川の項中「藤津郡」を「嬉野市」に改める。
三の表の有明海岸の項中「浜町字松岡笹浜町字松岡笹」を「浜町字松岡笹」に改め、同表の浜玉・唐津海岸の項中「唐津市唐房漁港」を「唐房漁港」に改める。

○ 公告

新県立病院好生館基本計画策定業務について、公募型プロポーザル方式による委託業者の選定手続を次のとおり実施します。
平成18年8月4日

収支等命令者

佐賀県健康福祉本部医務課長 伊藤 正

1 業務内容等

- (1) 業務名 新県立病院好生館基本計画策定業務
- (2) 業務内容 基本計画の策定に係る調査、分析、提案等
- (3) 履行期間 契約締結の日(平成18年9月中旬～下旬を予定)から平成19年9月28日(金)まで
- (4) 委託予定額 27,924,000円以内(消費税及び地方消費税の額を含む。)

<p>2 委託候補者の資格要件</p> <p>次の要件を満たすこと。</p> <p>(1) 一般病床が300床以上の病院の建設のための基本計画策定業務を受託した実績を有する等病院の基本計画の策定、病院建設・運営等に精通していることと認められること。</p> <p>(2) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者</p> <p>イ 平成18年8月4日以後、佐賀県から指名停止等の措置を受けている者</p> <p>ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、手続開始の決定を受けている者を除きます。</p> <p>エ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の決定がなされている者</p> <p>3 実施要領等の配布期間及び配布場所</p> <p>(1) 配布期間 平成18年8月4日(金)から平成18年8月23日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 配布場所 佐賀県健康福祉本部医務課(新県立病院プロジェクト推進室) (佐賀市城内一丁目1番59号) なお、佐賀県のホームページ(http://www.pref.saga.lg.jp)からダウンロードすることもできます。</p> <p>4 説明会の開催日時及び開催場所</p> <p>(1) 開催日時 平成18年8月17日(木) 午後1時30分</p> <p>(2) 開催場所 佐賀県庁本館1階 入札室</p> <p>5 参加表明書の受付期間、受付場所及び提出方法</p> <p>(1) 受付期間 平成18年8月17日(木)から平成18年8月23日(水)まで</p>	<p>(2) 受付場所 佐賀県健康福祉本部医務課(新県立病院プロジェクト推進室)</p> <p>(3) 提出方法 参加表明書の提出者は、実施要領に基づき参加表明書を作成し、持参又は郵送すること(郵送の場合は書留とし、提出期限内に必着のこと。)</p> <p>6 質問の受付及び回答</p> <p>(1) 受付期間 平成18年8月17日(木)から平成18年8月23日(水)まで</p> <p>(2) 受付場所 佐賀県健康福祉本部医務課(新県立病院プロジェクト推進室)</p> <p>(3) 提出方法 実施要領指定の様式を添付した電子メールを、9のメールアドレスに送信すること。 なお、電話での問い合わせには応じません。</p> <p>(4) 回答方法 参加表明書を提出した全ての者に電子メールで平成18年8月30日(水)頃に回答します。</p> <p>7 技術提案書の受付期限、受付場所及び提出方法</p> <p>(1) 受付期限 平成18年9月4日(月) 午後5時</p> <p>(2) 受付場所 佐賀県健康福祉本部医務課(新県立病院プロジェクト推進室)</p> <p>(3) 提出方法 技術提案書の提出者は、実施要領に基づき技術提案書を作成し、持参又は郵送すること(郵送の場合は書留とし、提出期限内に必着のこと。)</p> <p>8 その他</p> <p>(1) 詳細は実施要領によります。</p> <p>(2) 参加表明書を提出しない者は、技術提案書を提出することができません。</p> <p>(3) 委託候補者選定委員会を設置し、各技術提案書について書類審査及びヒアリング審査(複数回を予定)を実施し、委託候補者を選定します。</p> <p>9 問い合わせ先 佐賀県健康福祉本部医務課(新県立病院プロジェクト推進室) 電話 0952-25-7033 メールアドレス innu@pref.saga.lg.jp</p>
---	--

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成18年8月4日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
三養基郡基山町大字宮浦字車路750番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
三養基郡基山町大字小倉1673番地11町菅本桜団地334号
原和彦

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東山代千拓土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

平成18年8月4日

佐賀県知事 古 川 康

役職名	氏 名	住 所	就退任年月日
理 事	前田 琢生	伊万里市東山代町浦川内5277番地	平成18年4月21日退任
"	木須 修	" 木須町4971番地17	"
"	百武 繁美	" 松浦町堤川2612番地	"
"	福田 真吉	" 二里町大里甲1955番地	"
"	前田 清	" 東山代町浦川内5270番地	"
"	前山 正次	" 松島町615番地4	"
"	多久島 剛	" 東山代町長浜1185番地	"
"	松本 初雄	" 山代町久原2670番地1	"
監 事	力武 久勝	" 東山代町日尾626番地	"
"	中島 直樹	" 大坪町乙4786番地1	"
理 事	前田 琢生	" 東山代町浦川内5277番地	平成18年4月22日就任

"	副島 強	" 木須町4050番地	"
"	前山 一馬	" 4427番地	"
"	古賀 保博	" 松浦町堤川1963番地	"
"	力武 勝範	" 二里町大里乙1182番地1	"
"	多久島輝義	" 東山代町長浜264番地	"
"	岩本九州男	" 日尾634番地	"
"	松本 初雄	" 山代町久原2670番地1	"
監 事	山口 定	" 東山代町脇野4633番地	"
"	西山 哲	" 山代町久原1137番地	"

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年8月4日

佐賀県知事 古 川 康

指定番号	指 定 位 置	指 定 年 月 日	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
20	多久市南多久町大字長尾3952番6、3953番4及び3956番4	平成18年7月25日	6.00	39.75

指定図面は、佐賀県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年8月4日

佐賀県知事 古 川 康

指定番号	指 定 位 置	指 定 年 月 日	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
21	伊万里市山代町楠久字樋渡 1069番3及び1069番13並びに 字胸田823番2	平成18年 7月26日	6.11～6.34 (6.02～6.07)	84.96

指定図面は、佐賀県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

次の公印は、平成18年6月19日限りでその登録を抹消しました。

平成18年8月4日

佐賀県知事 古 川 康



佐賀県消費生活センター所長印

○ 公安委員会事項

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年8月4日

収支等命令者

佐賀県警察本部会計課長 松 尾 正 博

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量
- ア 大型一種免許技能試験車両 1台
- イ 中型一種免許技能試験車両 1台
- ウ 中型二種免許技能試験車両 (中型バス) 1台

(2) 借入物品の仕様その他の明細
入札説明書による。

(3) 納入場所

佐賀市久保泉町大字川久保2121-26

佐賀県警察本部交通部運転免許試験場

(4) 借入期間

平成19年3月1日から平成26年2月28日まで (84か月)。

2 入札参加資格及び条件

(1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき更生手続開始の申立て (同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付けがなされている者は除く。) でないこと。

(3) 民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者 (同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付けがなされている者は除く。) でないこと。

(4) 当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供することができる者であること。

(5) 佐賀県警察、佐賀県その他の官公庁が必要とする物品の売買契約又は賃貸借契約について、相当期間の実績を有する者であること。

3 入札参加者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、次の必要書類を平成18年8月11日(金)の17時まで、下記4の(1)の場所に提出 (郵送での提出可) しなければならぬ。提出された書類を審査の上、入札参加資格を有すると認められたものに限る、入札の参加者とする。

なお、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。

- (1) 納入しようとする車両のメーカー名、品名、型名及び機能を説明できる書類、カタログ等
- (2) 保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供することができる書類
- (3) 官公庁との賃貸借契約の実績証明書

4 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局

郵便番号840-8540 佐賀県佐賀市松原一丁目1番16号

佐賀県警察本部会計課 用度係

電話 0952-24-1111 (内線2237)

FAX 0952-24-5972

- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間 公報登載日から平成18年8月11日(金)までの9時から17時まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

イ 交付場所 (1)に同じ。

- (3) 入札の日時及び場所

ア 日時

(ア) 大型一種免許技能試験車両 平成18年8月21日(月) 13時30分

(イ) 中型一種免許技能試験車両 平成18年8月21日(月) 14時

(ウ) 中型二種免許技能試験車両(中型バス) 平成18年8月21日(月)

14時30分

イ 場所

佐賀県警察本部別館 1階入札室

- (4) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに(3)のイの場所において行う。

- (5) 契約条項を示す場所

(1)に同じ。

- (6) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札保証金

佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第2項第2号の規定により免除する。

ウ 契約保証金

佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除する。

エ 落札者の決定方法

予定価格の範囲以内で有効な入札を行った者の中で、最低の価格をもって申込みを行ったものを落札者とする。落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者がいるときは、直ちに入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。

オ 不落の場合

入札で不落となった場合は、再度入札を行う。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争入札について不正行為を行った者
 ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを出した者

エ 一人で2以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のないもの

カ 法令又は入札に関する条件に違反した者

5 その他

(1) 契約書作成の要否

(2) 詳細は入札説明書による。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
 申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年八月四日印刷及び発行
 発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
 印刷所 株式会社古川総合印刷